

平成23年度 施策達成度評価シート (平成22年度実績評価)

施策の柱		施策	
コード	名称	コード	名称
1	いきいきとして安心できる暮らし	13	共に歩む障がい者福祉の実現
施策主管部 保健福祉部		評価者(施策統括マネージャー)名 柴田道明	

1 施策の目的(目指す姿)

対象 (誰を, 何を対象としているのか)	意図 (この施策により対象をどのように変えるのか)
市民	地域で安心して生活することができる

2 達成度

(1) 成果指標

障がい者手帳所持数 13,338
サービス受給者証所持数 2,007人
(平成23年3月31日)

指標名	単位	指標の性格	H21実績値	H22年度計画 (年度目標値)	H22実績値	H23計画 (年度目標値)	H26計画 (最終目標値)
障がい福祉サービス受給者数/障害者手帳所持者数(身体・療育・精神)	%	↗	14.16	13.85	15.01	13.92	14.14
施設, 病院から地域への移行	人	↗	76	106	83	144	169
施設から一般就労への移行	人	↗	10	13	2	16	16

(2) 近隣自治体との成果水準比較

指標名	他自治体の状況等
障がい福祉サービス受給者数/障害者手帳所持者数(身体・療育・精神)	現時点では同じ基準または類似基準により引用できる他自治体の数値を把握できない。
施設, 病院から地域への移行	現時点では同じ基準または類似基準により引用できる他自治体の数値を把握できない。
施設から一般就労への移行	現時点では同じ基準または類似基準により引用できる他自治体の数値を把握できない。

3 達成度評価結果

取組内容と成果, 成果を得られた要因	「障害者自立支援法」が施行されて5年目となり, 国では特別対策や緊急措置により利用者負担及び報酬の見直し等を行い, 法施行当初に批判された項目の改善と法の定着を図ってきた。特に, 大きな批判があった利用者の負担について, 実質的に応能負担となっていたが, 平成22年12月の「障害者自立支援法」の改正において, 法律上に応能負担が位置づけられた。市においても障がい者の地域移行や就労が促進されるよう, 国の制度改善に対応しながら福祉サービスの展開を図っているが, 目標値が達成できていない指標がある。
翌年度以降の課題, その要因	国では障がい者福祉制度の改革を進めるため, 障がい者の当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」を設置して検討を進めており, 会議の検討結果を受けて, 「障害者基本法」の改正案が衆議院で審議に入っていると同時に, 平成25年8月までには「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合福祉法(仮称)」を施行することとしており, 今後, 障がい者福祉の制度が大きく変わることが予想される。 また, 「障害者総合福祉法(仮称)」が施行されるまでの間の目今の課題に対応するため, 平成22年12月に「障害者自立支援法」等が改正されており, 改正内容のほとんどが平成24年4月1日からの施行となっている。相談事業や障がい福祉サービスについての改善が図られているほか, 併せて「児童福祉法」が改正され, 障がい児福祉施設のうち通所施設が県から移管されることになったため, 23年度中に準備を進め法改正へ対応する必要がある。

